

## 自分たちの地域を自分たちで守ろう

近年、台風や大雨による風水害、大地震による家屋の倒壊や土砂災害、津波災害など、大きな被害が発生しています。

災害が発生した際、市や消防など防災関係機関は防災活動に取り組みますが、災害が大規模になると交通網や通信網の遮断、火災や停電、断水等が起こり、救助活動に時間を要することが想定されます。

災害から財産を守り、被害を最小限に抑えるために、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって互いに協力し合いながら防災活動を行うことが必要です。共助に取り組む自主防災組織を結成しましょう。

### ◆自主防災組織とは

地域住民が自主的に連携して防災

活動を行う組織です。平常時は防災訓練、広報活動、防災資機材の整備等、災害時には初期消火活動、救出救護、避難誘導、避難所での給水給食等の活動を行います。

### ◆自主防災組織の結成

地域の住民が組織結成に合意し、規約、組織、活動計画を定めることで成立します(区・自治会単位)。組織を結成したときは市への届け出が必要です。結成を検討している場合はご相談ください。

### ◆自主防災組織への補助制度

#### 〈自主防災組織資機材整備補助金〉

新たに結成した自主防災組織を対象に、50万円を上限とした防災資機材の整備費を補助しています。

#### ☎安全対策課消防防災班

☎(70)0303

- ①各幼稚園 14時～16時
- ②管理課 8時30分～17時15分
- ▼受付場所 入園希望の幼稚園
- ▼受付期間・時間 10月23日(水)～11月6日(水) 14時～16時
- ※休日を除く。

☎(70)0372



## 市立幼稚園児を募集

令和7年度から市立幼稚園の入園を希望する園児を募集します。

- ※休日を除く。
- ▼必要書類
- ①入園願書
- ②給付認定申請書(1号認定用)
- ③住民票の写し(世帯全員記載本籍は省略、続柄有のもの)
- ※②は市ホームページ、管理課、各幼稚園で配付。

▼入園資格 本市に住民登録があり、次の期間に生まれた方

- ・1年保育(5歳児) 平成31年4月2日～令和2年4月1日
- ・2年保育(4歳児) 令和2年4月2日～令和3年4月1日
- ・3年保育(3歳児) 令和3年4月2日～令和4年4月1日

▼入園願書等配付・受付

- ▼配付場所 各幼稚園および管理課(市役所別棟2階)
- ▼配付期間・時間 10月23日(水)～11月6日(水) ※休日を除く。

▼その他 「公立幼稚園・公立保育所の再編方針」に基づき、令和7年3月末に白里幼稚園が閉園し、令和7年4月に白里幼稚園と白里保育所を統合します

☎管理課学校教育室 (70)0372

## 児童手当の支給対象が拡充

児童手当法の一部改正により、令和6年10月分(12月支給)から支給対象が拡充されます。現在受給しておらず、高校生年代の子どもを養育している方等、新たに申請が必要になる方もいますので、手続きをお願いします。なお、令和7年3月31日(月)までに提出が無い場合、支給できない期間が発生しますのでご注意ください。

申請者が公務員である場合は勤務先へ、単身赴任や通学のため、子どもと別居している方など申請者が市外居住の場合は、お住まいの市区町村へお問い合わせください。 ※令和6年5月から8月末までに新たに認定を受けた方、以前より手当を受給している方は、10月10日(木)に市から児童手当が指定口座に振り込まれます。

☎子育て支援課児童家庭班 ☎(70)0331

### ●支給対象

	変更前	変更後
	令和6年9月分(令和6年10月支給分)まで	令和6年10月分(令和6年12月支給分)から
3歳未満	月額1人当たり15,000円	第2子まで=月額1人当たり15,000円 第3子以降=月額1人当たり30,000円
3歳から小学生まで	第2子まで=月額1人当たり10,000円 第3子以降=月額1人当たり15,000円	第2子まで=月額1人当たり10,000円 第3子以降=月額1人当たり30,000円
中学生	月額1人当たり10,000円	
高校生	なし	
所得制限	あり	なし
特例給付	月額1人当たり5,000円	廃止
多子加算対象	18歳に達した年度末までのお子さん(高校生年代)	22歳に達した年度末までのお子さん(大学生年代)
支給回数	年3回(2月・6月・10月)	年6回(2月・4月・6月・8月・10月・12月)

## 災害に備えて家庭で備蓄品を準備しましょう

大規模災害では、ライフラインや物流の停止、長期間の避難所生活等により物資が不足する恐れがあります。市の備蓄数には限りがありますので、各家庭では災害発生後1週間程度の食料や水の備蓄にご協力をお願いします。

### 〈常時携行品〉

財布・携帯電話・キャッシュカード・免許証など貴重品・携帯ラジオ・携帯電話の充電器

### 〈非常持出品〉

2泊3日程度の避難生活に必要な非常食や飲料水、持病薬やアレルギー対応食などを優先する。普段からリュックサックに入れておく。

### 〈備蓄品〉

最低3日分、可能であれば1週間以上分の食料や水。食料はレトルト食品や缶詰、カップ麺。水は大人1日当たり3リットルが目安。ポリ容器

や下着や着替えも用意。

▶停電時に役立つもの=懐中電灯、ランタン、携帯ラジオ、卓上こんろ、乾電池、発電機(屋外で換気し使用)

▶断水時に役立つもの=飲料水、給水用ポリ容器、非常用トイレ

ポリ容器には普段から水を貯めておくと、生活用水としても使用できます。

### 〈ローリングストック法で食品の備蓄を〉

普段食べているインスタント食品等を多めに買い、消費期限の短いものから定期的に消費し、食べた分だけ補充していく方法です。消費期限切れを防ぎ、食べ慣れた食品を災害時に食べることができます。



▲備蓄品チェックリスト(市ホームページ)

#### ☎安全対策課消防防災班

☎(70)0303

## 児童扶養手当を受給されている方へ 11月から児童扶養手当法の一部が改正

### ◆所得限度額の引上げ

児童扶養手当には、前年の所得に応じて、手当の全額を支給する「全部支給」と、一部のみを支給する「一部支給」があります。この度、その判定基準となる所得限度額が別表1のとおり引き上げられます。

### ◆第3子以降の加算額の引上げ

第3子以降の加算額も引き上げられ、第

2子の加算額と同額になります。児童数に応じた手当額は別表2のとおりです。

11月分の手当から適用されますが、11月分および12月分の手当については、2か月分の手当月である令和7年1月に支払われます。

#### ☎子育て支援課児童家庭班

☎(70)0331

### ●別表1 所得制限限度額

扶養児童等の数	全部支給となる所得限度額*		一部支給となる所得限度額*	
	これまで	R6.11月分～	これまで	R6.11月分～
0人	490,000円	690,000円	1,920,000円	2,080,000円
1人	870,000円	1,070,000円	2,300,000円	2,460,000円
2人	1,250,000円	1,450,000円	2,680,000円	2,840,000円
3人	1,630,000円	1,830,000円	3,060,000円	3,220,000円
4人	2,010,000円	2,210,000円	3,440,000円	3,600,000円
5人	2,390,000円	2,590,000円	3,820,000円	3,980,000円

※受給資格者本人の前年所得

### ●別表2 手当額

児童数	支給月額(R6.11月分～)	
	全部支給	一部支給
1人	45,500円	45,490円～10,740円
2人	10,750円を加算	10,740円～5,380円を加算
3人以上	1人増加するごとに10,750円を加算	1人増加するごとに10,740円～5,380円を加算

## 土のうを配布しています



台風や豪雨による低い土地の浸水、河川増水への備えとして、土のうの配布を行っています。

- ▼申込方法 窓口で申し込み ※事前に電話をいただくとスムーズです。
- ▼その他
- ・1世帯10袋まで
- ・運搬は職員立ち合いの上、各自で行ってください
- ・保管や処分は各自の責任で

☎安全対策課消防防災班 (70)0303

大網白里アリーナ (72)5708

白里出張所 (77)2150

## 夕暮れ時の事故に注意 毎月10日は「交通安全の日」

夕暮れが早まるこの時期は、交通事故が増加します。歩行者の皆さんは、外出時には明るい服装や反射材を身に付け、車両から確認しやすようにしましょう。

また、ドライバーの皆さんは、自動車のライトを早めに点灯し、速度を落として歩行者等に注意して運転しましょう。

悲惨な交通事故をなくすため、交通ルールとマナーを守って「交通安全県ちば」を目指しましょう。

☎千葉県くらし安全推進課 (043)223)2263

☎安全対策課生活安全班 (70)0387



10月は【イノシシ対策一斉刈り払い月間】。耕作放棄地はイノシシのすみかとなります。定期的に刈り払い、農作物被害を防ぎましょう。

☎山武農業事務所企画振興課 (54)1122 農業振興課農政班 (70)0345